



発行
東京都

目次	6
----	---

公 告

○令和五年財政援助団体等監査の結果に関する報告
の公表……………（東京都監査委員）… 一

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和5年財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年3月11日

東京都監査委員	鈴木 章 浩
東京都監査委員	小 山 くにひこ
東京都監査委員	東京都監査委員 茂 垣 之 雄
東京都監査委員	東京都監査委員 松 本 正 一 郎
東京都監査委員	東京都監査委員 後 藤 靖 子

第1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項及び東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号。以下「監査基準」という。）第19条第3項第1号から第3号までの規定に基づき、都が補助金の交付等を行っている団体に対し、その事業が補助等の目的に沿って適切に行われているか、並びに、法第199条第1項、第5項及び監査基準第19条第3項第4号の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、

- ① 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）
- ② 出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）
- ③ 公の施設の指定管理者などである。

2 監査の対象

今回、監査を実施した団体は、表1のとおり、123団体である。

団体の選定に当たっては、

- 補助金等交付額が高額なこと
- 東京都政策連携団体など都との関連性が強いこと
- 監査を実施していない期間が、前回の監査から一定期間経過していることなどを勘案し選定した。

(表1) 監査実施団体及び所管局の一覧 (計123団体)

区分・団体名		所管局
補助金等交付団体 (113団体)		
学校法人70団体	生活文化スポーツ局、福祉局、保健医療局、産業労働局	
文化財保存事業費補助金交付4団体	教育庁	
公益財団法人東京都歴史文化財団	生活文化スポーツ局	
社会福祉法人等35団体	福祉局	
公益財団法人東京観光財団	産業労働局	
三宅村商工会	産業労働局	
小笠原島漁業協同組合	産業労働局	
出資団体 (9団体)		
社会福祉法人東京都社会福祉事業団	福祉局	
公益財団法人東京都つながり創生財団	生活文化スポーツ局	
株式会社はとバス	交通局	
公益財団法人東京都医学総合研究所	保健医療局	
東京熱供給株式会社	環境局	
公益財団法人東京都都市づくり公社	都市整備局、建設局、下水道局	
東京臨海高速鉄道株式会社	都市整備局、建設局、港湾局	
株式会社建設資源広域利用センター	都市整備局	
株式会社東京ビッパサイト	産業労働局、港湾局	
公の施設の指定管理者 (3団体)		
公益財団法人東京都歴史文化財団 (再掲)	生活文化スポーツ局	
社会福祉法人東京都社会福祉事業団 (再掲)	福祉局	
社会福祉法人全国重症心身障害児 (者) を守る会	福祉局	

3 監査の期間

令和5年9月4日から令和6年2月1日まで
ただし、最しよの団体（三宅村商工会及び小笠原島漁業協同組合）については、令和5年4月及び同年6月に実施した。

4 監査対象範囲

原則として、令和3年度及び令和4年度の事業を対象に実施した。

5 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、表2のとおりである。

(表2) 主な着眼点

区 分	団 体	所 管 局
補助金等 交付団体	○対象事業は、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか。 ○補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。	○補助事業に関する指導監督は、適切に行われているか。 ○団体に対する補助金等交付は、適切に行われているか。
出資団体	○団体の事業は、出資又は出えんの目的・計画に沿って適切に運営されているか。 ○団体の会計経理等は、適正に行われているか。 ○費用対効果を踏まえた経営がなされているか。	○団体に対する指導監督は、適切に行われているか。 ○団体に対する補助金等交付・業務委託・財産貸付等は、適切に行われているか。
公の施設の 指定管理者	○公の施設の管理運営は、管理を行わせている趣旨に沿って、適切に行われているか。 ○管理業務に係る会計経理等は、適正に行われているか。	○指定管理業務に対する指導監督は、適切に行われているか。

6 監査の方法

監査に当たっては、監査基準に準拠し、団体及び所管局から事前に提出を受けた各種書類を確認するとともに、実地監査による関係書類の閲覧や現場確認、団体及び所管局から説明の聴取を行うなどの方法により実施した。
団体区分ごとの検証・確認項目及び主な確認書類は、表3のとおりである。

(表3) 団体区分ごとの検証・確認項目等		
区 分	確認・検証項目	主な確認書類
補助金等 交付団体	(団体) ○補助対象事業の実施状況 ○補助金等で購入した財産・物品等の管理状況 ○補助金等に係る会計経理・金額算定の状況 (所管局) ○団体に対する指導監督状況 ○要綱等に基づいた補助金等交付手続 ○社会情勢に応じた補助金算定方法の見直し状況	○補助要綱 ○補助金交付関係書類 ○事業計画書 ○実績報告書 ○経理関係帳票類 ○固定資産・財産等台帳
出資団体	(団体) ○団体の財務状況・事業実績 ○事業の実施状況 (収益向上、費用削減、費用対効果) ○経営課題・リスク要因の把握に基づく事業の見直し状況 ○団体の契約・会計経理・財産管理等の状況 ○都から団体への業務委託について、委託理由及び必要性 (再委託している場合、契約の競争性確保や再委託理由等) (所管局) ○団体に対する指導監督状況 ○都から団体への補助金等交付・業務委託・財産貸付状況 ○株主総会等への出席状況、株主等としての権利行使状況	○定款 ○中長期計画 ○事業計画書 ○実績報告書 ○財務諸表 ○経理関係帳票類 ○固定資産・財産等台帳 ○補助金交付関係書類 ○各種契約書
公の施設の 指定管理者	(団体) ○施設管理業務の運営状況 ○施設の利用状況、サービスの提供・改善状況 ○指定管理業務に係る契約・会計経理・収入事務 ○指定管理業務の一部を第三者に委託している場合、契約の競争性確保や委託理由等 (所管局) ○団体に対する指導監督状況 ○委託料等の支出手続 ○指定管理者の経営努力促進のための状況確認	○協定書 ○事業計画書 ○実績報告書 ○経理関係帳票類 ○固定資産・財産等台帳 ○各種契約書 ○指定管理に関する各種書類

7 技術面からの監査

今回の監査では、表4のとおり、技術面からの監査も併せて実施した。

(表4) 技術面からの監査の実施状況

監査実施団体名	監査の内容
公益財団法人東京都都市づくり公社	計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面等から当該工事が適正に行われているかという合规性の観点を重視しつつ、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して監査を実施した。

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、補助金を返還すべきものや会計経理及び事務処理については正・改善すべきものが認められたので、表5、表6及び表7のとおり、25団体及び4局に対し、48件の指摘、2件の意見・要望を行った。

指摘事項等の一覧は別表1（団体別）及び別表2（区分別）のとおりである。

指摘金額（注）は4億3,949万余円であり、このうち主なものは、共用物品の物品管理システムへの登録漏れを指摘したものの2億2,563万余円、補助金の過大交付を指摘したものの1,666万余円などである。

（注）指摘金額とは、指摘の対象となった会計処理や財産・物品管理などの金額を集計したものであり、収入や支出に直結しない事務手続に関するものは含めていない。

（表5） 指摘、意見・要望を行った団体・局数

区分・団体名	令和5年		（参考）令和4年	
	団体	局	団体	局
補助金等交付団体	21	4(5)	13	4
学校法人70団体	1	1		
文化財保存事業費補助金交付4団体	-	1		
公益財団法人東京都歴史文化財団	1	(1)		
社会福祉法人等35団体	18	1		
公益財団法人東京観光財団	1	1		
三宅村商工会	-	-		
小笠原島漁業協同組合	-	-		
出資団体	3	(2)	4	2(3)
社会福祉法人東京都社会福祉事業団	1	(1)		
公益財団法人東京都つながり創生財団	-	-		
株式会社はとバス	-	-		
公益財団法人東京都医学総合研究所	-	-		
東京熱供給株式会社	-	-		
公益財団法人東京都都市づくり公社	1	-		
東京臨海高速鉄道株式会社	-	-		
株式会社建設資源広域利用センター	-	-		
株式会社東京ビッグサイト	1	(1)		
公の施設の指定管理者	1(3)	(3)	2	1(4)
公益財団法人東京都歴史文化財団（再掲）	(1)	(1)		
社会福祉法人東京都社会福祉事業団（再掲）	(1)	(1)		
社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会	1	(1)		
合計	25	4	19	7

（注1）「（再掲）」の団体は、他区分で計上しているため団体数には含まない。

（注2）同一局が、複数の団体に関して指摘を受けている場合には、（ ）で表記し、合計数には含まない。

(表6) 指摘事項、意見・要望事項の団体別件数

区分・団体名	指摘		意見・ 要望	合計
	団体	局及び 団体		

補助金等交付団体				
学校法人70団体		1		1
文化財保存事業費補助金交付4団体			1	1
公益財団法人東京都歴史文化財団	10	1	1	12
社会福祉法人等35団体		18		18
公益財団法人東京観光財団	3	1		4
三宅村商工会				
小笠原島漁業協同組合				

出資団体					
社会福祉法人東京都社会福祉事業団	5			1	6
公益財団法人東京都つながり創生財団					
株式会社はとバス					
公益財団法人東京都医学総合研究所					
東京熱供給株式会社					
公益財団法人東京都都市づくり公社	2			1	3
東京臨海高速鉄道株式会社					
株式会社建設資源広域利用センター					
株式会社東京ビッグサイト	2		1		3

公の施設の指定管理者					
公益財団法人東京都歴史文化財団（再掲）	(1)	(1)	(10)		(12)
社会福祉法人東京都社会福祉事業団（再掲）	(5)			(1)	(6)
社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会		2			2
合計	22	23	3	2	50

（注）「（再掲）」の団体は、他区分で計上しているため団体数及び指摘件数には含まない。なお、当該指摘件数は、（ ）で表記する。

(表7) 指摘事項、意見・要望事項の区分別件数

項目	区分	令和5年			(参考) 令和4年		
		指摘	意見・ 要望	合計	指摘	意見・ 要望	合計
収入	会計処理（収入）						
	債権管理						
	収入（その他）				4		4
支出	契約（仕様・積算）	4		4	2		2
	契約（履行確認）	1		1	1	1	2
	契約（その他）	15	2	17	19	1	20
	会計処理（支出）	1		1	3		3
	補助金等	25		25	15	1	16
財産	財産管理						
	物品管理	1		1	1		1
その他	情報管理						
	その他				5	5	10
合計		48	2	50	50	8	58

2 主な指摘事例

【補助金等】

各法人に対する補助金が、対象者数の誤りなどの理由により過大に交付されていた。

学校法人三育学院、生活文化スポーツ局 p. 34
社会福祉法人18団体、福祉局 p. 87
公益財団法人東京観光財団、産業労働局 p.113

福祉局が保育施設を運営する社会福祉法人等に対して交付している東京都保育サービス推進事業補助金について、16法人が運営する18施設において、延長保育事業やアレルギー児対応等に係る加算対象児童の人数に誤りがあったことなどにより、合計1,543万余円が過大に交付されていた。

また、障害者支援施設を運営する社会福祉法人等に対して交付している東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金について、2法人が運営する2施設において、対象人数の実績報告に誤りがあったことにより、合計52万余円が過大に交付されていた。

そこで、各法人に対しては、過大に交付された補助金について返還を求め、局に対しては、各法人への補助金返還請求を行うとともに、審査を適正に行うよう求めた。

このほか、生活文化スポーツ局が学校法人に交付する私立学校経常費補助金で24万円、産業労働局が公益財団法人東京観光財団に交付する補助金で45万余円、それぞれ過大に交付されていたため、両法人に対して過大に交付された補助金について返還を求めるとともに、局に対して補助金返還請求を行うよう求めた。

【補助金等】

補助等対象経費に含まれる消費税等の取扱いを交付要綱で定めていなかった。

教育庁 p. 39
公益財団法人東京都歴史文化財団、生活文化スポーツ局 p. 53

教育庁は、都内に現存する国及び都指定文化財を適正に維持・修理し将来に伝えるために、文化財所有者等が実施する保存事業等に対し、東京都文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき補助金を交付している。

補助対象経費に消費税等が含まれる場合、補助対象事業者が確定申告で仕入税額控除したときは、控除額に対応する助成金の返還が必要となる。そのため、確定申告で仕入税額控除を行う可能性がある場合は返還に関する手続規定を交付要綱に定めなければならないが、当該交付要綱には該当規定がなかった。

そこで、庁に対し、交付要綱等において補助対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定めるよう求めた。

このほか、生活文化スポーツ局からの出えん金を原資として、公益財団法人東京都歴史文化財団が芸術団体等に交付している助成金においても、消費税等の取扱いについて局が交付要綱制定の協議を受けていたにもかかわらず、同様の状況となっていた。

そこで、局及び法人に対して改善を求めた。

【補助金等】

助成金の交付要件の確認を交付決定後に行っていた。

公益財団法人東京都歴史文化財団 p. 54

公益財団法人東京都歴史文化財団は、都内における様々な芸術活動を支援するため、都からの出えん金等を原資として、芸術団体等に対し、助成金等を交付する事業を行っている。

法人は、助成事業の実施にあたり、助成金交付要綱を定め、助成対象者のうち個人については、「都内に居住していること」を要件としているが、個人の住所確認を交付決定後に行っていた。

そこで、法人に対し、助成対象となる要件を確認した上で交付決定を行うよう求めた。

【契約（仕様・積算）】

電子情報処理要綱で定められた秘密保持などの特約事項を仕様書に定めることなく委託契約を締結していた。

公益財団法人東京都すくり公社 p. 213

公益財団法人東京都すくり公社の電子情報処理要綱では、法人における情報処理システムの開発及び維持管理を委託する場合には、①秘密の保持、②目的外使用の禁止、③委託処理により生じたものの権利の帰属、④記録媒体及び記録物の保存の方法・期間、⑤電子情報処理システムを用いた電子情報に関する処理条件の５つの事項をすべて特約しなければならないと定められている。

しかしながら、契約に係る状況を確認したところ、要綱で定める５つの特約事項すべてを仕様書に定めた委託契約は認められなかった。

そこで、法人に対し、電子情報処理委託契約の仕様書に特約事項を適正に定めるよう求めた。

【契約（その他）】

消防設備等の点検などにおいて不良・不適合と判定された箇所への対応を行っていなかった。

社会福祉法人東京都社会福祉事業団 p. 143
株式会社東京ビッグサイト p. 255

社会福祉法人東京都社会福祉事業団が運営する一部の施設において、消防用設備や事業用電気工作物の安全確保のために実施した点検結果について見たところ、不良または不適合と判定されたが、修理等の対応を行っていない箇所があった。

また、株式会社東京ビッグサイトが所有・運営する一部のビルにおいて、建築基準法や消防法に基づく調査・検査において要是正または不良と判定されたが、是正・改善等の対応を行っていない箇所があった。

そこで、両法人に対し、点検結果において不良等と判定された箇所について、速やかに必要な改善を行うよう求めた。

【物品管理】

備品の取得について、指定管理者から局への報告が行われなかったことにより、局の物品管理システムへの登録が行われていなかった。

社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会、福祉局 p. 281

福祉局は、指定管理者である社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会と協定を締結し、施設、付帯設備、物品等の維持管理に関する業務を行わせており、物品に係る手続及び管理は、協定で定める物品取扱要領により行っている。

要領において、法人は、毎年度終了後、局に対し、物品の管理状況を報告するとともに、期間中に購入又は取得した物品のうち、東京都物品管理規則に規定する備品について報告することとされている。

しかしながら、法人が運営する一部の施設において、大規模改修に伴い購入・取得した備品について、局への報告が行われておらず、このため、局においては、東京都物品管理規則に基づく物品管理システムへの登録が行われていなかった。

そこで、法人に対し、物品に係る手続及び管理を適正に行うことを求めた。

また、局に対し、法人を適切に指導するとともに、確実な報告を求めるなど、実効性ある対策を講じるよう求めた。

（別表 1） 指称事項、意見・要望事項一覧（団体別）

【補助金等交付団体】		
No.	区分	指称事項件名
学校法人70団体（生活文化スポーツ局、福祉局、保健医療局、産業労働局）		
1	補助金等	授業料減免に係る私立学校経常費補助金を返還すべきもの
文化財保存事業費補助金交付4団体（教育庁）		
2	補助金等	補助金交付要綱において補助対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定めるべきもの
公益財団法人東京都歴史文化財団（生活文化スポーツ局）		
3	契約（その他）	支援業務の実態に合わせ適正な契約を締結すべきもの
4	契約（その他）	産業廃棄物を適正に処分すべきもの
5	契約（その他）	耐震化工事の実施に当たり天井の落下防止等に必要な施工内容を確認すべきもの
6	補助金等	（助成金の交付について）交付要綱等において助成対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定めるべきもの
7	補助金等	（助成金の交付について）助成対象となる要件を確認した上で交付決定を行うべきもの
8	補助金等	（助成金の交付について）各要綱により助成額の算定方法を定めるべきもの
9	契約（その他）	契約事務を財務規程の趣旨に沿って行うべきもの
10	契約（仕様・積算）	（ネットワーク整備工事について）契約の目的に沿って履行されるよう仕様書の内容を明確に記載すべきもの
11	契約（その他）	（ネットワーク整備工事について）契約事務の趣旨に沿った手順でネットワーク整備工事を行うべきもの
12	契約（仕様・積算）	収蔵作品のデジタルデータ化について用途に応じた仕様を定めるなどすべきもの
13	契約（その他）	システム管理に必要な資料を備えるべきもの
14	契約（その他）	ミュージアムショップ等の運営を効率的に行うべきもの
社会福祉法人等35団体（福祉局）		
15	補助金等	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ア）
16	補助金等	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（イ）
17	補助金等	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ウ）
18	補助金等	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（エ）
19	補助金等	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（オ）

No.	区分	指称事項件名	頁
20	補助金等	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（カ）	90
21	補助金等	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（キ）	91
22	補助金等	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ク）	91
23	補助金等	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ケ）	92
24	補助金等	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（コ）	92
25	補助金等	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（サ）	93
26	補助金等	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（シ）	93
27	補助金等	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ス）	94
28	補助金等	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（セ）	95
29	補助金等	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ソ）	95
30	補助金等	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（タ）	96
31	補助金等	補助金を返還すべきもの（東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設））（ツ）	97
32	補助金等	補助金を返還すべきもの（東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設））（チ）	98
公益財団法人東京観光財団（産業労働局）			
33	契約（その他）	企画提案方式で採用された企画を委託契約の特記仕様書に定めるべきもの	109
34	補助金等	補助事業の審査に当たり補助目的に沿った設置基準を定めるべきもの	111
35	補助金等	（東京観光財団補助金について）補助金を返還すべきもの	113
36	会計処理（支出）	（東京観光財団補助金について）会計処理を適正に行うべきもの	113

【出資団体】

No.	区分	指摘事項件名 (※は意見・要望事項)	頁
社会福祉法人東京都社会福祉事業団 (福祉局)			
37	契約 (履行確認)	空調機改修等工事契約を適正に行うべきもの	142
38	契約 (その他)	消防用設備について不良と判定された箇所の是正をすべきもの	143
39	契約 (その他)	電気工作物の点検結果において不適合とされた箇所について速やかに対応を行うべきもの	144
40	契約 (仕様・積算)	清掃業務委託契約に係る仕様書の作成を適切に行うべきもの	146
41	契約 (その他)	概算契約に係る事務手続を適正に行うべきもの	147
42	契約 (その他)	※検査試薬資材の買入れに係る概算契約について	149
公益財団法人東京都都市づくり公社 (都市整備局、建設局、下水道局)			
43	契約 (仕様・積算)	電子情報処理委託契約の仕様書に特約事項を適正に定めるべきもの	213
44	契約 (その他)	委託業務における部分払を適正に行うべきもの	214
45	契約 (その他)	※事業用地の管理に係る工事の指示について	215
株式会社東京ビッグサイト (産業労働局、港湾局)			
46	契約 (その他)	建築基準法及び消防法に基づく点検結果により速やかに必要な改善を行うべきもの	255
47	契約 (その他)	設備改修等に係る契約変更を適切に行うべきもの	258
48	財産管理	負担金により取得した財産の管理を適正に行うべきもの	261

【公の施設の指定管理者】

No.	区分	指摘事項件名	頁
社会福祉法人全国重症心身障害児 (者) を守る会 (福祉局)			
49	契約 (その他)	適切な契約事務を継続的に行うべきもの	280
50	物品管理	供用物品に係る手続及び管理を適正に行うべきもの	281

(別表2) 指摘事項、意見・要望事項一覧 (区分別)

【契約 (仕様・積算) 4件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
10	(ネットワーク整備工事について) 契約の目的に沿って履行されるよう仕様書の内容を明確に記載すべきもの	公益財団法人東京都歴史文化財団	58
12	収蔵作品のデジタルデータ化について用途に応じた仕様を定めるなどすべきもの	公益財団法人東京都歴史文化財団	60
40	清掃業務委託契約に係る仕様書の作成を適切に行うべきもの	社会福祉法人東京都社会福祉事業団	146
43	電子情報処理委託契約の仕様書に特約事項を適正に定めるべきもの	公益財団法人東京都都市づくり公社	213

【契約 (履行確認) 1件】

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
37	空調機改修等工事契約を適正に行うべきもの	社会福祉法人東京都社会福祉事業団	142

【契約 (その他) 17件】

No.	指摘事項件名 (※は意見・要望事項)	指摘先の局・団体名	頁
3	支援業務の実施に合わせ適正な契約を締結すべきもの	公益財団法人東京都歴史文化財団	47
4	産業廃棄物を適正に処分すべきもの	公益財団法人東京都歴史文化財団	50
5	耐震化工事の実施に当たり天井の落下防止等に必要な施工内容を確認すべきもの	生活文化スポーツ局	51
9	契約事務を財務規程の趣旨に沿って行うべきもの	公益財団法人東京都歴史文化財団	55
11	(ネットワーク整備工事について) 契約事務の趣旨に沿った手順でネットワーク整備工事を行うべきもの	公益財団法人東京都歴史文化財団	59
13	システム管理に必要な資料を備えるべきもの	公益財団法人東京都歴史文化財団	63
14	ミュージアムショップ等の運営を効率的に行うべきもの	公益財団法人東京都歴史文化財団	64

No	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	指摘先の局・団体名	頁
33	企画提案方式で採用された企画を委託契約の特記仕様書に定めるべきもの	公益財団法人東京観光財団	109
38	消防用設備について不良と判定された箇所の是正をすべきもの	社会福祉法人東京都社会福祉事業団	143
39	電気工作物の点検結果において不適合とされた箇所について速やかに対応を行うべきもの	社会福祉法人東京都社会福祉事業団	144
41	概算契約に係る事務手続を適正に行うべきもの	社会福祉法人東京都社会福祉事業団	147
42	※検査試験資材の買入れに係る概算契約について	社会福祉法人東京都社会福祉事業団	149
44	委託業務における部分払を適正に行うべきもの	公益財団法人東京都都市づくり公社	214
45	※事業用地の管理に係る工事の指示について	公益財団法人東京都都市づくり公社	215
46	建築基準法及び消防法に基づく点検結果により速やかに必要な改善を行うべきもの	株式会社東京ビッグサイト	255
47	設備改修等に係る契約変更を適切に行うべきもの	株式会社東京ビッグサイト	258
49	適切な契約事務を継続的に行うべきもの	福祉局 社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会	280

【会計処理（支出） 1件】

No	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
36	（東京観光財団補助金について）会計処理を適正に行うべきもの	公益財団法人東京観光財団	113

【補助金等 25件】

No	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
1	授業料減免に係る私立学校経常費補助金を返還すべきものの	生活文化スポーツ局 学校法人三育学院	34
2	補助金交付要綱において補助対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定めるべきもの	教育庁 教育庁	39
6	（助成金の交付について）交付要綱等において助成対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定めるべきもの	生活文化スポーツ局 公益財団法人東京都歴史文化財団	53
7	（助成金の交付について）助成対象となる要件を確認した上で交付決定を行うべきもの	公益財団法人東京都歴史文化財団	54
8	（助成金の交付について）各要綱により助成額の算定方法を定めるべきもの	公益財団法人東京都歴史文化財団	54
15	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ア）	福祉局 社会福祉法人昭陽愛育会	88
16	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（イ）	福祉局 社会福祉法人あしたばの会	88
17	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ロ）	福祉局 社会福祉法人カナの会	89
18	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（エ）	福祉局 社会福祉法人杉の子会	89
19	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（オ）	福祉局 社会福祉法人正光会	90
20	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（カ）	福祉局 社会福祉法人立野みどり福祉会	90
21	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（キ）	福祉局 社会福祉法人多摩福祉会	91
22	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ク）	福祉局 社会福祉法人千葉学園	91
23	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ケ）	福祉局 社会福祉法人東京母子愛育会	92
24	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（コ）	福祉局 社会福祉法人ナオミの会	92
25	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（カ）	福祉局 社会福祉法人なげの木会	93

No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
26	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（シ）	福祉局 社会福祉法人飛翔会	93
27	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ス）	福祉局 社会福祉法人フイロス	94
28	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（セ）	福祉局 社会福祉法人双葉の園	95
29	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（ソ）	福祉局 社会福祉法人代々木鳩の会	95
30	補助金を返還すべきもの（東京都保育サービス推進事業補助金）（タ）	福祉局 社会福祉法人緑葉会	96
31	補助金を返還すべきもの（東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設））（ツ）	福祉局 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	97
32	補助金を返還すべきもの（東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設））（チ）	福祉局 社会福祉法人南東北福祉事業団	98
34	補助事業の審査に当たり補助目的に沿った設置基準を定めるべきもの	公益財団法人東京観光財団	111
35	（東京観光財団補助金について）補助金を返還すべきもの	産業労働局 公益財団法人東京観光財団	113

【財産管理 1件】			
No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
48	負担金により取得した財産の管理を適正に行うべきもの	産業労働局	261

【物品管理 1件】			
No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名	頁
50	供用物品に係る手続及び管理を適正に行うべきもの	福祉局 社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会	281

（参考）東京都政策連携団体及び指定管理者の管理運営状況評価制度について

1 東京都政策連携団体

都では、事業活動範囲が主に都内であるもの又は事業活動目的が主に都内の発展に寄与するものであり、かつ、都が展開する政策の一端を担うなど、主体的に都と事業協力を行う団体であって、「東京都政策連携団体の指導監督等に関する基準」において定める要件を満たす団体を事業協力団体と位置付けている。

事業協力団体のうち、都と協働して事業等を執行し、又は提案し、都と政策実現に向け連携するなど、特に都政との関連性が高い団体で、全庁的に指導監督を行う必要がある団体を「東京都政策連携団体」と位置付けている。

2 指定管理者の管理運営状況評価

指定管理者の管理運営状況に関する評価は、都と指定管理者が協定で合意した管理業務の実施及び安全管理、関係法令の遵守、個人情報保護といった指定管理者が守るべき事項について確認を行うとともに、サービス実施状況や利用者満足度等をチェックし、その結果を管理運営に反映していくＰＤＣＡサイクルを構築することで、都民サービスの一層の向上を図っていくことを目的としている。

管理運営状況評価は、一次評価及び二次評価を経た上で、総合評価により確定する。

一次評価は施設の管理運営において求める水準を定めた所管局が、確認項目に基づき具体的にその成果を評価するものである。

二次評価は指定管理者の管理運営状況を外部の視点を活用して客観的・専門的に評価するため、所管局が評価委員会を設置し行うものである。

一次評価結果及び二次評価結果に基づき、所管局は総合評価を決定する。

なお、二次評価は、次の４段階で決定する。

評価区分		内容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設	
A	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設	
B	管理運営が良好であった施設	
C	管理運営に良好ではない点が認められた施設	

第3 補助金等交付団体別監査結果

第1 監査の目的
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。
あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	私立学校の経常的経費を対象とした補助金を交付している596団体のうち、学校法人70団体（表1及び表2のとおり）	令和5年9月11日から同年10月31日まで （詳細は表1のとおり）	令和3年度及び令和4年度の補助対象事業
局	生活文化スポーツ局、福祉局、保健医療局及び産業労働局	令和5年9月8日、同年11月1日及び同月2日	

（表1） 監査対象団体及び団体別実地監査期間

監査日	団体名（学校法人名）	
9月11日	二階堂学園	真理学園堀江学園夏野学園
9月12日	東京女子学院	明泉学園明法学院枝光学園
9月13日	頤栄女子学院	日本大学第一学園平田学園AppreSeed学院野田鎌田学園
9月19日	嘉悦学園	三浦学園江戸川学園江戸富士学園
9月22日	正則学園	昭和一学園金子学園藤の花学園
9月25日	桜蔭学園	東海大学聖心学園遠藤学園
9月27日	三育学院	つくし野学園荻窪学園旭出学園
10月2日	白百合学園	中央学院海城学園村井学園
10月4日	白百合学園	東洋高等学校拓殖大学城南内学園
10月5日	山脇学園	立正大学学園トキヨ松学園堀之内学園
10月6日	跡見学園	貞静学園玉川聖学院日本大学第三学園
10月10日	中延学園	大東学園内野学園曙こども学園
10月12日	法政大学	和洋学園専修大学附属高等学校井之頭学園
10月13日	麹町学園	香蘭女学校新渡戸文化学園
10月16日	田園調布雙葉学園	東京音楽大学大東淑徳学園
10月17日	東京農業大学	創価学園
10月18日	聖徳学園	向台学園
10月19日	巣鴨学園	成立学園
10月23日	日本大学	—
10月24日	日本大学	—
10月26日	国立音楽大学	—
10月27日	亀井学園	—
10月30日	慶應義塾	—
10月31日	柿の実学園	—

区 分	団体数	補助金交付額	
		令和3年度	令和4年度
今回監査対象 (A)	70	28,825	29,609
全 体 (B)	596	144,910	147,505
比 率 (A/B)	11.7	19.9	20.1

2 団体の概要

学校法人は、私立学校法 (昭和24年法律第270号) により設立された法人であり、教育基本法 (平成18年法律第120号) 及び学校教育法 (昭和22年法律第26号) に基づき、私立学校を設置し、運営している。

監査対象とした各団体が設置する補助対象学校 (158校) は、表3のとおりである。

(表3) 監査対象団体が設置する学校 (補助対象学校のみ) (令和4年5月1日現在) (単位:人、校)

団体名	設置学校名				
	高等学校	中学校	小学校、幼稚園等	定員	校数
嘉悦学園	かえつ有明高等学校	かえつ有明中学校	—	540	—
麹町学園	麹町学園女子高等学校	麹町学園女子中学校	—	480	—
白百合学園	白百合学園高等学校	白百合学園中学校	白百合学園小学校 白百合幼稚園	552 552	160 5
東洋高等学校	東洋高等学校	—	—	—	—
日本大学	日本大学豊田高等学校 日本大学鶴ヶ丘高等学校 日本大学豊山高等学校 日本大学豊山女子高等学校	日本大学豊山中学校 日本大学豊山女子中学校 日本大学豊山女子中学校 日本大学豊山女子中学校	日本大学指定こども園 日本大学指定こども園 日本大学指定こども園 日本大学指定こども園	1,806 1,350 1,635 720	210 189 105 11
政法大学	政法大学高等学校	政法大学中学校	—	408	—
中央学院	中央学院女子高等学校	中央学院女子中学校	—	390	—
慶應義塾	慶應義塾女子高等学校	慶應義塾女子中学校	—	—	—
頤英女子学院	頤英女子学院高等学校	頤英女子学院中学校	—	600	—
正則学院	正則高等学校	—	—	—	—
山脇学園	山脇学園高等学校	山脇学園中学校	—	900	—
海城学園	海城高等学校	海城中学校	—	960	—
跡見学園	跡見学園高等学校	跡見学園中学校	—	900	—
桜蔭学園	桜蔭高等学校	桜蔭中学校	—	750	—
拓殖大学	拓殖大学第一高等学校	—	—	1,200	—
貞静学園	貞静学園高等学校	貞静学園中学校	貞静幼稚園	150	105
三宅戸学園	東邦音楽大学附属 東邦高等学校	東邦音楽大学附属 東邦中学校	—	240	—
日本大学第一学園	日本大学第一高等学校	日本大学第一中学校	—	1,050	—
香蘭女学校	香蘭女学校高等学校	香蘭女学校中学校	—	480	—
中延学園	中延学園高等学校	—	—	1,185	—

団体名	設置学校名				
	高等学校	中学校	小学校、幼稚園等	定員	校数
三浦学園	日本音楽高等学校	—	日本音楽学校幼稚園	300	150
立正大学	立正大学付属立正高等学校	立正大学付属立正中学校	—	600	—
トキヨ松学園	トキヨ松学園高等学校	トキヨ松学園中学校	トキヨ松学園小学校	600	240
大東学園	大東学園高等学校	—	—	810	—
玉川聖学院	玉川聖学院高等学校	玉川聖学院中学校	—	600	—
田園調布雙葉学園	田園調布雙葉高等学校	田園調布雙葉中学校	田園調布雙葉小学校	360	720
東京農業大学	東京農業大学第一高等学校	東京農業大学第一高等学校	東京農業大学稲花小学校	975	432
二階堂学園	二階堂高等学校	—	日本女子体育大学附属みどり幼稚園	600	280
東海大学	東海大学付属高等学校	東海大学付属高等学校	—	1,280	—
新渡戸文化学園	新渡戸文化高等学校	新渡戸文化中学校	新渡戸文化小学校	2,000	360
専修大学附属	専修大学附属高等学校	—	—	300	110
堀之内学園	堀之内正高等学校	堀之内正中学校	—	1,200	—
東洋学園	東洋高等学校	東洋中学校	—	720	—
東京音楽大学	東京音楽大学付属高等学校	—	東京音楽大学付属幼稚園	210	150
成立学園	成立学園高等学校	成立学園中学校	成立学園幼稚園	1,080	210
大東淑徳学園	淑徳高等学校	淑徳中学校	淑徳小学校	960	630
東京女子学院	淑徳高等学校	淑徳中学校	淑徳小学校	1,125	105
三育学院	—	—	—	900	—
江戸川学園	江戸川女子高等学校	江戸川女子中学校	江戸川女子小学校	900	150
村井学園	立川女子高等学校	—	立川幼稚園	1,650	—
昭和第一学園	昭和第一学園高等学校	—	—	1,728	—
聖徳学園	聖徳学園高等学校	聖徳学園中学校	聖徳学園小学校	720	432
明泉学園	鶴川高等学校	—	—	840	320
日本大学第三学園	日本大学第三高等学校	日本大学第三中学校	—	1,152	—
創価学園	創価高等学校	創価中学校	創価小学校	1,050	720
明法学院	明法高等学校	明法中学校	—	432	—
国立音楽大学	国立音楽大学附属高等学校	国立音楽大学附属中学校	国立音楽大学附属小学校	525	480
旭出学園	旭出学園 (特別支援学校)	高等部専攻科・高等部・中学部・小学部・幼稚園	—	210	144
真理学園	—	—	—	—	134
枝光学園	—	—	—	—	116
聖心学園	—	—	—	—	200
聖光学園	—	—	—	—	206
聖心学園	—	—	—	—	175
聖心学園	—	—	—	—	140
聖心学園	—	—	—	—	120
聖心学園	—	—	—	—	350
聖心学園	—	—	—	—	160
聖心学園	—	—	—	—	56

団体名	設置学校名				小学校、幼稚園等	定員	校数
	高等学校	定員	中学校	定員			
亀井学園	—	—	—	—	清瀬めぐみ幼稚園 江戸川めぐみ幼稚園 小松川めぐみ幼稚園 江東めぐみ幼稚園 般西めぐみ幼稚園 豊洲めぐみ子ども園	270 460 270 460 240 364	6
金子学園	—	—	—	—	武蔵野幼稚園 柚木武蔵野幼稚園	300 280	2
遠藤学園	—	—	—	—	多摩みどり幼稚園	280	1
向台学園	—	—	—	—	こみね幼稚園	315	1
江戸川富士学園	—	—	—	—	府中白糸台幼稚園	420	1
平田学園	—	—	—	—	浅間幼稚園	450	1
つくし野学園	—	—	—	—	つくし野天使幼稚園 白百合台幼稚園 本所白百合幼稚園 北町カトリック幼稚園 聖母幼稚園	180 180 175 105 150	5
内野学園	—	—	—	—	清瀬ゆりかご幼稚園	400	1
栢の実学園	—	—	—	—	夢の森幼稚園	200	1
栢の学園	—	—	—	—	小川幼稚園	175	1
曙こども学園	—	—	—	—	あけぼの幼稚園	105	1
フレンチスコ学園	—	—	—	—	小さき花の幼稚園	200	2
夏野学園	—	—	—	—	みょうじょう幼稚園 杉並幼稚園	240 175	1
藤の花学園	—	—	—	—	田無向ヶ丘幼稚園	315	1
AppleSeed学院	—	—	—	—	日野ふたば幼稚園	315	1
野田鎌田学園	—	—	—	—	野田鎌田学園 杉並高等専修学校	330 330	1

3 都との関係

(1) 補助金の概要

私立学校等への補助金の大半を占めているのは、表4のとおり、私立学校経常費補助金であり、教職員の人件費、教育研究経費、管理経費及び設備費を補助対象としており、一般補助及び特別補助からなっている。

一般補助とは、各学校の基礎数値（学級数、教職員数、幼児（生徒）数等）に学校割単価、学級割単価、教職員割単価、幼児（生徒）割単価の各補助単価を乗じて算出した額に基づき交付するものである。

特別補助とは、特定の目的のために補助を行うものであり、個別の補助項目ごとに算出した額に基づき交付するものである。特別補助には、地域教育事業補助、授業料減免制度に基づく補助、40人学級編成推進に係る補助等がある。

また、私立幼稚園預かり保育推進補助金や私立高等学校都内生就学促進補助金等の個別の要綱に基づき交付する補助金がある。

(2) 補助金の交付目的

都は、私立学校の教育条件の維持や向上、私立学校に在学する児童、生徒及び幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めるため、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）及び東京都私立学校教育助成条例（昭和53年東京都条例第10号）に基づき、私立学校経常費補助金交付要綱等により、学校法人に対して補助金を交付している。

(3) 監査対象団体に対する補助金の交付額

今回、監査対象とした学校法人70団体に対する補助金別の交付額は、表4のとおり、令和3年度が288億2,512万余円、令和4年度が296億978万余円であり、団体別の補助金交付額は、表5のとおりである。

(表4) 監査対象団体(学校法人70団体)に対する補助金別の交付額 (単位: 千円)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
私立学校経常費補助金	23,129,211	23,293,849	23,694,429
私立特別支援学校等経常費補助金	297,598	358,684	346,043
私立通信制高等学校経常費補助金	17,153	17,714	16,809
経常費補助金計 (A)	23,443,963	23,670,247	24,057,281
私立幼稚園特別支援教育事業費補助金 障害児の就園する幼稚園に対し、特別支援教育の教育条件の維持・向上に資するための経費を補助	1,568	5,488	3,136
私立幼稚園預かり保育推進補助金 自園児を幼稚園内で過ごさせる預かり保育に要する経費を補助	48,063	54,010	49,290
私立幼稚園等環境整備費補助金 遊具等環境整備に要する経費を補助	10,653	9,370	8,806
私立幼稚園等特色教育等推進補助金 特色ある幼児教育の実施に要する経費を補助	620	620	620
私立幼稚園等教育体制支援事業費補助金 幼稚園教諭等の処遇の改善に要する経費を補助		—	11,749
国務改善のためのICT化支援事業補助金 国務改善のためのICT化促進に係る経費を補助	1,908	4,753	850
私立幼稚園教育水準向上支援事業費補助金 保護者や地域からのニーズに応じた、質の高い幼児教育を提供するための経費を補助		12,536	14,287
認定こども園等への円滑な移行のための準備支援事業補助金 認定こども園等への移行に係る経費の一部を補助	—	—	800
私立学校安全対策促進事業費補助金 校舎等の耐震改築工事に要する経費を補助	209,161	—	—
産業・理科教育施設設備整備費補助金 産業教育振興法及び理科教育振興法に基づく国庫補助の対象となった施設、設備等に要する経費を補助	822	906	1,840
私立学校修学旅行キャンセル料等支援事業費補助金 新型コロナウイルス感染症の影響で修学旅行を中止・延期した場合に発生したキャンセル料等の経費を補助		20,044	
私立小中学校等就学支援実証事業費補助金 私立の小中学校等に通う児童生徒の授業料に充てるため、学校設置者に対し支給	16,500	16,300	
私立高等学校部内生就学促進補助金 私立高等学校の部内生立中学生に対する就学促進及び広く生徒募集等に係る広報活動の促進に要する経費を補助	111,043	113,977	117,220
私立高等学校等就学支援金学校事務費補助金 就学支援金の支給に伴う私立高等学校等の事務に要する経費を補助	54,619	54,667	62,486

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
私立高等学校等就学支援金 私立高等学校等に通う生徒の家庭の教育費負担を軽減する就学支援金を、学校設置者に対し支給	4,800,160	4,727,514	4,695,932
私立高等学校等専攻科支援金 私立高等学校等専攻科に通う生徒・保護者の負担軽減を図るため、授業料の一部を支給	1,063	1,121	1,869
私立専修学校教育振興費補助金 私立専修学校の高等課程に係る運営費の一部を補助	36,926	38,344	35,315
私立専修学校職業実践専門課程推進補助金 私立専修学校専門課程のうち職業実践専門課程に係る運営費の一部を補助	—	1,192	1,385
私立専修学校特別支援教育事業費補助 私立専修学校等課程に在籍する障害児(者)に対する特別支援教育に係る運営費の一部を補助	11,512	11,640	14,139
私立専修学校教育環境整備費補助 私立専修学校専門課程の自己点検・自己評価及び第三者評価に要する経費の一部を補助	200	200	200
私立専修学校授業料等減免費用負担金 学校設置者が授業料等の減免を行うために要する経費を交付	40,437	40,412	40,623
私立学校光熱費高騰緊急対策事業費補助金 昨今の光熱費高騰を踏まえ、光熱費に係る経費の一部を学校設置者に対し補助			449,267
東京都保育士等キャリアアップ研修支援事業費補助金(注1) 都指定の研修実施機関が実施する保育士等キャリアアップ研修事業に要する経費の一部を補助	—	8,400	8,400
私立学校等結核予防費補助金(注2) 学校が行う結核の定期健康診断に要する経費を補助	3,795	3,999	4,212
看護師等養成所運営費補助金(注2) 看護師等の養成を行うために要する経費を補助	25,084	25,084	25,576
保育園等による木育活動の支援事業費補助金(注3) 施設の運営者等が策定した木育活動計画(木育活動としてどのような取組を行うか)の実施に必要な経費を補助	—	4,096	4,500
正規雇用等転換安定化支援助成金(注3) 非正規から正規雇用に移した従業員の育成計画策定や退職金制度の整備など、労働環境整備を行った事業者等に対して助成金を支給	—	200	—
その他補助金計 (B)	5,374,142	5,154,877	5,552,505
合計 (A) + (B)	28,818,105	28,825,124	29,609,787

(注1) 福祉局所管の補助金である。
(注2) 保健医療局所管の補助金である。
(注3) 産業労働局所管の補助金である。